

新型コロナウィルス感染症における対応について

東近江市教育委員会学校教育課

令和4年2月1日現在

学校において感染者、濃厚接触者が発生した場合等の対応については、令和3年1月に提示していましたが、今後は以下のとおりの対応を基本とします。（市立小中学校へ通っている児童生徒やその御家族が感染者・濃厚接触者となった場合は必ず学校にご連絡ください。）

児童生徒及び教職員が感染者又は濃厚接触者と特定された場合について

感染者の確認・学校の認知

児童・生徒、保護者や教職員の感染が確認された場合は、保健所から保護者又は本人へ連絡がありますので、必ず学校へ連絡ください。

感染者・濃厚接触者の「出席・出勤停止」

児童生徒・教職員が感染者又は濃厚接触者に特定された場合には、保健所から療養又は自宅待機の指示が出ますので、当該学校では「出席・出勤停止」扱いとします。

※「出席・出勤停止」の期間

- ・感染者については、医師が判断する期間
- ・濃厚接触者については、保健所が判断する期間
(現在の変異株については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して約7日間。ただし今後変更されることがあります。)

※本人に発熱等の症状がある場合又は同居の家族等が濃厚接触者と特定された場合(本人は濃厚接触者ではない場合)

- ・新型コロナ感染症の疑いがなくなるまで登校・勤務を控える
- ・感染が心配される場合等、保護者からの申し出により出席停止措置は可(児童生徒)

「臨時休校」「学年閉鎖」等の実施

児童生徒・教職員が感染した場合は、保健所による疫学調査が行われます。(緊急事態宣言等発令中で保健所の対応が難しい場合は学校等がその業務の一部を行うことがあります。)

疫学調査とは、感染者の行動履歴や接触者などの状況を詳しく調べることです。

«休校等を行う場合»

校医等と協議の上、校内で感染が広がるリスクが高いと考えられる場合及び感染者の発生から疫学調査が実施されるまでの期間(市教育委員会が、「臨時休校」「学年閉鎖」「学級閉鎖」を判断します。)
※休校等の期間はその時々の状況により判断し、それ以上の広がりが見られず、感染リスクが限りなく低いと判断した場合は、順次授業を再開します。

«休校等を行わない場合»

学校内での接触者が「少人数」又は「ない」と判断された場合
※調査や消毒等に時間を要する場合、その間休校等の措置をする場合もあります。

学校は、保護者に文書やメールで対応をお知らせします。(学校関係者の接触がない場合は、児童生徒・教職員の感染であっても人権上の配慮からお知らせしないことがあります。)

学校(授業)の再開

休校期間を経て、感染の広がりが見られず、感染リスクがないと判断した場合は、可能な限り感染リスクを低減する行動を取りつつ、学校教育活動を再開します。